

再評価調書（再々評価）

事業名	安威川ダム建設事業				
所在地	大阪府茨木市大字生保・安威、大門寺地先				
再々評価理由	再評価後5年を経過した時点で継続中				
事業概要	目的	・洪水調節:安威川のダム地点で計画高水流量 720m ³ /s <u>850m³/s</u> のうち 600m ³ /s <u>650m³/s</u> の洪水調節を行い、神崎川合流点前（相川）で計画高水流量 1,750m ³ /s <u>1,850m³/s</u> を 1,250m ³ /s <u>1,250m³/s</u> へ低減する。 ・水道用水の供給:府営水道用水として新たに7万 m ³ /日 <u>1万 m³/日</u> を供給 ・流水の正常な機能の維持:河川維持用水、農業既得用水の確保			
	内容	ダム高:82.5m <u>約76.5m</u> <u>以下のダム諸元は現在精査中</u> （堤頂長:368.5m、堤体積 315 万 m ³ 、総貯水容量:22,900 千 m ³ 、有効貯水容量:21,300 千 m ³ 、湛水面積:92.0ha） 付替府道:5.4km、付替市道 5.5km、水没戸数:49 戸、水没農地:35.8ha			
	事業費	全体事業費計画約 1,400 億円（平成 15 年時点） 投資事業費約 327 億円 <u>665 億円</u> <u>約 1,370 億円</u> (用地先行取得費 202 億円含む) 内用地費 計画 620 億円 <u>約620 億円</u> 内用地費約 193 億円 <u>約489 億円</u> 内工事費 計画 780 億円 <u>約750 億円</u> 内工事費約 134 億円 <u>約176 億円</u>			
	維持管理費	約 125 百万円 / 年			
	上位計画	淀川水系工事実施基本計画 淀川水系神崎川ブロック河川整備計画（策定中） 大阪府都市基盤中期整備計画（案）			
関連事業	_____				
事業の進捗状況	経過	計画時の想定	再評価時点	再々評価時点 <u>現時点</u>	分析
		事業採択昭和51年度	昭和51年	昭和51年	H11.3月 補償基準 協定書締結
		事業着手昭和63年度	昭和63年	昭和63年	
		完成予定平成20年度	平成20年	平成20年代半ば	
進捗状況	用地 - % 〔 〕面積ベース	用地 0.1 % 〔 4 % 〕	用地 3.1 % ² <u>7.9 %</u> 〔 5.0 % <u>9.3 %</u> 〕		
	工事 - % 付替道路工事 〔 〕延長ベース	工事 1.1 % 〔 3 % 〕	工事 1.7 % ² <u>2.3 %</u> 〔 3.0 % <u>4.8 %</u> 〕		
途中段階の整備効果発現状況	_____				
事業進捗に関する課題	_____				

事業を巡る社会情勢の変化	計画時の想定	再評価時点での状況	再々評価時点 <u>現時点での状況</u>	分析
	〔洪水発生時の影響〕 想定氾濫面積:3,260ha 想定浸水家屋:約10万戸 主要公共施設等被害: JR線、私鉄、新幹線基地	〔洪水発生時の影響〕 変更点特になし。	〔洪水発生時の影響〕 変更点特になし。	社会情勢の変化なし
	〔洪水被害〕			
	発生年月日	被害状況		
	S42.7.9	死傷者 61 名、茨木市他浸水家屋約 25,000 戸		
S58.9.29	茨木市、摂津市他浸水家屋約 900 戸			
H元.9.2	摂津市他浸水家屋約 260 戸			
H11.6.29	摂津市他浸水家屋約 200 戸			
〔渇水被害時の影響〕 不特定用水補給面積 :98.1ha 府内給水人口:624万人 府内計画給水量 :2,650千m ³ /日 (内ダム70千m ³ /日)	〔渇水被害時の影響〕 変更点特になし。	〔渇水被害時の影響〕 不特定用水補給面積 :98.1ha <u>84.3 ha</u> 府内給水人口:624万人 <u>622万人</u> 府内計画給水量 :2,530千m ³ /日 <u>2,160千m³/日</u> (内ダム70千m ³ /日 <u>10千m³/日</u>)	H13.3 第7次 拡張計画 事業 変更	
〔利水被害〕				
発生期間	取水制限等の状況			
S53.9.1~S54.2.8	淀川取水制限最大10% 134日間			
S59.10.8~S60.3.12	淀川取水制限最大20% 156日間			
S61.10.17~S62.2.10	淀川取水制限最大20% 117日間			
H6.8.22~H6.10.4	淀川取水制限最大20% 44日間			
H12.9.9~H12.9.10	淀川取水制限最大10% 2日間			
H14.9.30~H15.1.8	淀川取水制限最大10% 101日間			
安威川想定氾濫区域内の5市長(茨木、高槻、摂津、吹田、大阪)から昭和60年に「ダム建設促進要望書」が知事に提出。	地元よりダム建設の理解を得(H7.3生保地区基本協定締結等)関係する全地区で用地調査中。 安威川想定氾濫区域内の5市長(茨木、高槻、摂津、吹田、大阪)から平成7年に「ダム建設促進要望書」が知事に提出。	関係5地区平成11年3月補償基準協定書締結。 以降本格的な用地買収に着手。 3箇所の代替地のうち2箇所の代替地を平成15年度当初に分譲を開始。 <u>3箇所の代替宅地をH16年度までに分譲済み。2箇所の代替農地についてもH17年度中に分譲予定。</u> 全地区において付替道路工事が着手済。	計画通り 実施	
地元等の協力的体制				

	計画時の想定		再評価時点での状況	再々評価時点での状況 <u>(現時点)</u>		分析
		備考				
事業効果の定量的分析	費用便益分析	<p>・ B / C = 15.25 便益総額 B = 8900.28 億円 ・ 総費用 C = 583.67 億円 (* 全体事業費は、836 億円で算出)</p>	<p>具体的な便益内容 洪水被害の低減効果 受益者 氾濫区域住民 公共施設管理者及び利用者 算出根拠 「治水経済調査要綱 S62.10」による</p>	<p>・ B / C = 14.52 便益総額 B = 9,898.62 億円 総費用 C = 681.54 億円 算出根拠 「治水経済調査要綱H9」 による (* 全体事業費は、 836 億円で算出)</p>	<p>・ B / C = 8.56 (5.65) <u>(4.94)</u> 便益総額 B = 2,659.87 億円 総費用 C = 310.72 億円 (471.07 億円) <u>(538.70 億円)</u> 算出根拠 「治水経済調査マニュアルH12.5」による * 全体事業費は、836 億円で算出 () 書きは、全体事業費 1400 億円 <u>(1370 億円)</u> で算出 総費用 (C) 算出方法 建設費に維持管理費を加え、建設費のうち評価対象期間 (建設期間 + 50 年間) 終了時点において残存価値 (用地費、工事費) を評価できるものを費用から除いて、総費用として算出。</p>	治水経済調査マニュアルの算出方法の主な改正点 年費用便益を総費用便益に変更。
	その他の指標 (代替指標)			〔手法別費用比較〕事業比率 ダム建設+河道改修 : 1 河道改修 : 3 遊水池 + 河道改修 : 5 放水路 + 河道改修 : 3	〔手法別費用比較〕事業比率 ダム建設+河道改修 : 1 (1) <u>(1)</u> 河道改修 : 2 (2) <u>(2)</u> 遊水池 + 河道改修 : 4 (3) <u>(2)</u> 放水路 + 河道改修 : 3 (2) <u>(2)</u> () 書きは、全体事業費 1400 億円 <u>1370 億円</u> で算出	物価指数の変動
事業効果の定性的分析	安全・安心	洪水被害の軽減。 水道用水の確保。(複数水源・・危機管理) 流水の正常な機能の維持。 (河川維持用水・農業既得用水の確保)	・受益者 氾濫区域内住民 (約 30 万人) 公共施設管理者及び利用者 府内給水受給者等 農業従事者	変更点特になし	変更点特になし	
	活力	ダム湖周辺の活用により新たな地域活動の拠点となる	地元住民、周辺住民、観光客等	変更点特になし	変更点特になし	
	快適性	ダム建設に伴い一定面積をもった水面が出現することによって、都市近郊の貴重な水と緑のオープンスペースとして様々な利用が可能になる。	地元住民、周辺住民、観光客等	変更点特になし	変更点特になし	
	その他	代替宅地・代替農地・付替道路等の整備により生活環境や交通環境 (周辺のアクセス) 等の改善が図られる。	代替地移転者、周辺住民等			
自然環境等への影響と対策	<p>(影響) ダム建設に伴い、少なからず周辺の自然環境に影響を与える。 (対策) ダム建設が環境にどのような影響を与えるのか把握するため、自然環境調査を行っている。</p>		<p>(影響) 変更点特になし。 (対策) 環境影響評価の手続きを平成 8 年度に完了。 事業実施にあたっては、大阪府関係部局 (安威川ダムネイチャーステーション検討会) 専門家の意見を聞きながらその対策を図り自然環境保全に努める。</p>	<p>(影響) 変更点特になし。 (対策) 平成 8 年度環境影響評価の手続き完了後、動植物補足調査を行った結果をもとに、平成 12 年度安威川ダムオオタカ調査委員会を設立し、平成 14 年 9 月に委員会より「安威川ダムオオタカ保全方策について」提言を頂き、それに基づいた保全方策を実施するとともに、今後も必要に応じてモニタリング調査を進めていく。 平成 14 年度に安威川ダム自然環境保全対策検討委員会を設立。専門家の意見を踏まえ、自然環境保全対策の基本方針を検討中 <u>自然環境保全マスタープランを平成 17 年 8 月 8 日に策定</u> 今後それを踏まえて実施計画を作成し、事業に反映する。</p>		

<p>その他特記すべき事項</p>	<p>再評価（H10） 時の意見具申・府の対応方針</p>	<p>意見具申 本事業については、治水対策としての有効性や利水の必要性、環境への影響等から事業の中止を求めるものや事業の促進を求めるもの等府民から多くの意見が提出された事業であり、本委員会としてもこうした意見に対して逐一府の見解を求め検討した。</p> <p>本事業は治水、利水の機能を有する多目的ダムであるが、まず「治水」については、安威川流域では昭和42年の水害をはじめこれまで大きな水害が生じており、また近年も各地で大きな水害が発生していることから、抜本的な治水対策の必要性は認められる。</p> <p>また、河道改修、遊水地、放水路、総合治水などダムに代わる代替方法についても検討したが、安威川流域の治水対策としては、ダムによる対応が最も効果的であると考えられる。</p> <p>もう一つの目的である「利水」については、府営水道の将来の水需要予測のうち7万m³/日を安威川ダムで確保することとしているため、委員会において、水需要予測の根拠や、安威川ダムでその一部を確保する必要性等について詳細な説明を求め、検討を行った。</p> <p>その結果、将来の水需要予測の根拠について理解と確認ができた。また、“府営水道の使命”として、府域内で需要増の一部をまかなうための水源確保が必要であり、新たに他の水源を求め得ないことから、安威川ダムをそのための水源として整備することは妥当であると考えられる。</p> <p>また環境面については、環境アセスメントが実施されていたこと、さらに今後その結果に基づき必要な環境保全対策が講じられる予定であることを確認した。</p> <p>以上の結果から「事業継続」と判断するが、今後、環境保全対策を有効に実施し、より積極的な情報提供を行うなど事業の透明性の向上を図ることを含めて、府において、最終的な対応をされることを要望する。</p> <p>なお、より長期的な視点から達成をめざすべき政策課題として、水資源の大切さについて府民の理解を深めるとともに、“節水社会”の形成に向けて、府民の協力体制を築いていくことが強く求められるものである。</p> <p>府の対応方針 本事業については、厳しい本府の財務状況の下にあっても、都市化の進展した地域の治水対策を急ぐ必要があり、また、本府独自の水源開発を行う必要があることから事業を継続する。</p> <p>なお、専門家の助言を得ながら環境保全対策に積極的に取り組むとともに、事業の進捗段階に応じて府民への情報の提供に努める。</p>	<p>再々評価（H15） 時点の反映状況 現時点の状況</p>	<p>・生態系や環境の保全に十分配慮し、ダム建設が自然環境に及ぼす影響を可能な限り軽減できるよう、これまで個別に検討されてきた保全対策の整合性を図るため、平成14年度に学識経験者14名、13名からなる安威川ダム自然環境保全対策検討委員会を設立し、自然環境保全対策の基本方針を検討中 自然環境保全マスタープランを平成17年8月8日に策定</p> <p>・安威川ダムニュース（年1回）の配布を行い、ダム事業のアンケートを実施している。また、安威川ダム情報交流センターにおいて、立体模型、パネル展示、ビデオ上映、ミニ図書館等により一般の府民へ安威川ダムの目的・役割及び環境保全対策などについて積極的に情報提供を行うことにより事業の透明性を図っている。</p> <p>・ホームページやパンフレット等により、水が大切な資源であることや節水への取組みを呼びかけるなど、府民への情報の提供に努めている。</p>	
-------------------	-----------------------------------	---	--	--	--